

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

(一社)池袋労働基準協会

幹事：(一社)新宿労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加ください。

1 日 時 2025年6月16日(月) 10:00～16:30 (開場・受付は9:30～)

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2 (裏面地図参照)

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは? ・フリーランス新法 ・管理監督者とは?
- ・賃金支払いの5原則 ・労働契約と解雇 ・退職の手続き ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制 ・割増賃金 ・変形制 ・裁量労働制の運用 ・年次有給休暇制度と時季指定義務 ・就業規則の整備と運用 ・労働条件の明示義務と明示事項の改正
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表 (元労働基準監督官)

特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり (日本経済新聞出版社)

「同一労働同一賃金」はやわかり (日本経済新聞出版社)

5 受講料 (テキスト代、消費税含む) 当協会の会員は8,800円。非会員は11,000円

2025年6月9日(月)までに下記銀行口座宛お振込み下さい。

銀行名：みずほ銀行 池袋支店 普通預金 2849582

口座名義：一般社団法人池袋労働基準協会 特別会費口

6月9日(月)までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込み (定員60名)

裏面申込書にご記入の上、池袋労働基準協会あて Fax (03-3988-6366) によりお申込みください。

7 お問合せ先 (一社)池袋労働基準協会 TEL 03-3988-6344

豊島区池袋 1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

実施日：2025年6月16日(月)

10:00~16:30 開場・受付 9:30~

申込書 Fax 送付先（一社）池袋労働基準協会事務局 あて

Fax 03-3988-6366

いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿協会会員・三田協会会員・品川協会会員・大田協会会員 ・渋谷協会会員・池袋協会会員・協会会員以外 		
事業所名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			

注：① 個人情報本講習会以外の目的に利用することはありません。

② 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

③ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

講習内容に関する質問事項等がありましたら申込時にご記下さい。	
--------------------------------	--

《会場案内図》

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2



協会 使用欄	
-----------	--